

レベル3の都市・地域における活動制限内容の概要
(内務大臣指示 2022 年第 9 号のポイント)

1. 教育現場での教育および学習の実施は、教育・文化相、宗教相、保健相、内務相の共同法令に基づき、限定的な対面学習および/または遠隔学習を通じて行うことができる。
2. 業種に応じた出勤・稼働可能な人員や稼働可能な条件
 - (1) エッセンシャルセクターおよびクリティカルセクター以外の業種の職場・オフィスへの出勤は、ワクチン接種済みで政府指定アプリ（注）を活用する者に対し、最大 25%まで可能。
 - (2) エッセンシャルセクターは、以下の条件で出勤が可能。
 - ▶ 顧客への物理的なサービスを提供する金融機関、証券取引所、保険会社、質屋など：顧客へのサービス提供を行う現場は、最大 50%まで出勤が可能。事業運営サポート業務は最大 25%まで出勤が可能。
 - ▶ 資本市場、情報通信技術関連産業（携帯電話事業者、データセンター、インターネット事業者、郵便、メディアなど）：最大 50%まで出勤が可能。
 - ▶ 隔離業務を行わないホテル：
 - ・ 政府指定アプリを活用し、全ての従業員と訪問者をスクリーニングする必要がある。
 - ・ 最大収容人数の 50%まで可能とし、緑と黄色のカテゴリーの訪問者のみ受け付ける。
 - ・ フィットネスセンター／ジム施設、会議室、大容量の会議室／ボールルームは、最大収容人数の 25%までの利用が可能。
 - ・ 会議室、大容量の会議室／ボールルームでの飲食物の提供は、ボックス形式のみとし、ビュッフェ形式での提供は認められない。
 - ・ 12 歳未満の訪問者は、抗原検査（1 日以内）もしくは PCR 検査の陰性結果（2 日以内）を提示しなければならない。
 - ▶ 輸出志向型および裾野産業（企業は過去 12 か月の輸出申告書のサンプル、または輸出計画を示すそのほかの文書を提示する必要がある。また工業省から産業活動運営移動許可（IOMKI）の取得が必要）：
 - ・ 生産・製造現場でのみ、シフトごとに最大 75%のスタッフが稼働可能。
 - ・ 事業運営サポート業務では最大 25%まで出勤が可能。
 - ・ 保健プロトコルの徹底が必要。
 - ・ 政府指定アプリを従業員の入出時に活用する。
 - ・ 従業員が一斉に食事をとることはできない
 - (3) クリティカルセクターは、以下の条件で出勤が可能。
 - ▶ 保健、セキュリティ：
例外なく 100%が出勤可能。

- ▶ 災害対応、エネルギー、物流・運輸・郵便、飲食品関連産業、石油化学、セメントおよび建築材料、国の重要施設、国家戦略プロジェクト、建設（電気通信および放送インフラを含む公共インフラ）、電気・水道・廃棄物管理（基礎ユーティリティー）：
生産・製造現場およびサービス提供現場でのみ、最大 100%まで出勤可能。事業運営サポート業務は、最大 25%が出勤可能。
- ▶ エネルギー、物流・運輸・郵便、飲食品関連産業、石油化学、セメントおよび建築材料、国の重要施設、国家戦略プロジェクト、建設（電気通信および放送インフラを含む公共インフラ）、電気・水道・廃棄物管理（基礎ユーティリティー）：
政府指定アプリを活用し、生産施設に入るすべての従業員および訪問者をスクリーニングする必要がある。なお、使用するためのアクセスを取得する前に、工業省からの推奨を取得する必要がある。

3. 商業施設、飲食店などの営業時間・定員

- (1) 生活必需品を販売するスーパーマーケット、ハイパーマーケット、伝統市場、食料品店の営業時間は午後 9 時までで、訪問者数は 60%に制限。スーパーマーケットおよびハイパーマーケットは、政府指定アプリを使用する必要がある。薬局・ドラッグストアは 24 時間営業が可能。
- (2) 日用品以外の商品を販売する人民市場は、最大収容人数の 60%まで、かつ午後 8 時まで営業が可能。
- (3) 路上販売、理髪店、クリーニングサービス、生鮮食品市場、パティック店、小規模修理工場、車両洗浄サービスなどの小規模事業は、厳格な保健プロトコルを実施の上、午後 21 時まで営業が可能。技術的要件は、地方政府が定める。

4. 公共の場所での飲食活動の実施

- (1) 屋台、簡易食堂（Warteg）、露天商などは、午後 9 時まで、最大収容人数の 60%までが食事をする事ができる。厳格な保健プロトコルを適用し、1 回の飲食時間は 60 分までとする。
- (2) 建物内やオープンスペースにあるレストラン、食堂、カフェは、厳格な保健プロトコルを適用し、午後 9 時まで、最大収容人数の 60%まで、1 つのテーブルに 2 名まで、1 回の飲食時間は 60 分までという条件で食事をする事ができる。政府指定アプリを使用してすべての訪問者と従業員をスクリーニングする必要がある。
- (3) 夜から営業を開始するレストラン、カフェは、営業時間は夜 6 時から深夜 0 時まで、最大収容人数の 25%まで、1 つのテーブルに 2 名まで、最大食事時間は 60 分までという条件で店内飲食が可能。政府指定アプリを利用して、すべての訪問者と従業員をスクリーニングする必要がある、アプリ上のカテゴリーが緑の者のみ入場できる（ただし健康上の理由でワクチン接種できないものを除く）。
- (4) 上記(1)～(3)の技術的要件は、地方政府が定める。

5. ショッピングセンター／ショッピングモールの営業にかかる要件

ジェトロ「ビジネス短信」添付資料

- (1) 商業省が定める保健プロトコルなどを遵守することとし、営業時間は午後 9 時まで、最大収容人数の 60%までとする。
 - (2) 政府指定アプリを使用して、すべての訪問者と従業員をスクリーニングすることが必要で、アプリ上のカテゴリーが緑の者のみ入場できる（健康上の理由でワクチン接種できないものを除く）。
 - (3) 12 歳未満の居住者は、親の同伴およびワクチンの初回接種完了を示す証明書を提示する必要がある。
 - (4) 子供向けなどの娯楽施設は、最大収容人数の 35%までで運営される。すべての入場者がワクチン接種証明書を提示する必要がある。
 - (5) 映画館／シネマは、以下の要件で営業可能。
 - 政府指定アプリを使用して、すべての訪問者と従業員をスクリーニングする必要がある。
 - 最大収容人数の 50%までが認められ、緑のカテゴリーの訪問者のみが入場できる。
 - 12 歳未満の訪問者は、親の同伴およびワクチンの初回接種完了を示す証明書を提示する必要がある。
 - シネマエリア内のレストラン/レストランおよびカフェは、最大収容人数の 50%および 60 分以内の食事をとることが許可される。
 - 観光・創造経済省と保健省によって規制されている保健プロトコルに従う。
6. 公共インフラ（建設現場およびプロジェクト現場）の建設活動の実施は 100%の人員で行われ、非公共インフラの建設は、より厳格な保健プロトコルを実施することにより最大 30 人まで許可される。
7. 礼拝所（モスク、礼拝室、協会、寺院および礼拝所として機能するそのほかの場所）は、宗教省の技術的要件および厳格な保健プロトコルの実施により、最大収容人数の 50%までの礼拝・宗教活動を行うことができる。
8. 公共施設（公園、観光名所、そのほかの公共エリア）、以下の条件で最大収容人数の 25%までで運営される。
- (1) 観光・創造経済省および保健省によって規制されている保健プロトコルに従う。
 - (2) 政府指定アプリを使用して、すべての訪問者と従業員をスクリーニングする必要がある。アプリ上で緑のカテゴリーの訪問者のみ入場が可能（健康上の理由でワクチン接種ができない者を除く）。
 - (3) 12 歳未満の子供は、親の同伴およびワクチンの初回接種完了を示す証明書を提示する必要がある。
 - (4) 観光名所への道路上での奇数・偶数ナンバー規制は、金曜日の 12 時から日曜日の午後 6 時まで実施される。

9. 芸術、文化、スポーツ、社会活動（芸術、文化、スポーツ施設、および群衆を引き起こす可能性のある社会活動の場所）は、より厳格な保健プロトコルを実施することにより、最大収容人数の25%までで運営される。政府指定アプリ上で緑のカテゴリーの訪問者のみ入場できる（健康上の理由でワクチン接種できないものを除く）。
10. フィットネスセンター／ジム施設での活動は、より厳格な保健プロトコルを実施することにより、最大収容人数の25%までで運営される。政府指定アプリ上で緑のカテゴリーの訪問者のみ入場できる（健康上の理由でワクチン接種できないものを除く）。
11. 公共交通機関（公共交通機関、大量輸送機関、タクシー、およびレンタル車両）は、より厳格な保健プロトコルを実施することにより、最大容量の70%までの利用が可能。航空機については、最大容量の100%の利用が可能。
12. 結婚披露宴の実施は、より厳格な保健プロトコルを実施することにより、最大収容人数の25%までの参加者で開催できる。その場での食事は提供できない。
13. 自家用車、バイク、長距離の公共交通機関（飛行機、バス、船、電車）を使用する国内旅行者は、新型コロナウイルス対応タスクフォースが定める規定に従う必要がある。

以上

(注) 政府指定アプリは、PeduliLindungi アプリケーションを指す。

